

連載

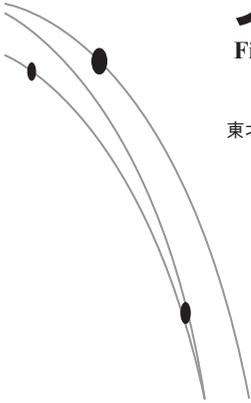
フィールド・アイ

Field Eye

フランスから——②

東北大学助教授 嵩 さやか

Sayaka Dake



移民の国、フランス

フランス留学における最初の関門は、滞在許可証の取得である。まず、県庁に赴き滞在許可証申請のための予約をし、指定された日時に必要な書類を提出する。その後、移民局から健康診断の呼び出し状が送付されたら、指定された日時に移民局の出張所に向向いて、レントゲン検査や問診などを受ける。特に健康上の問題がなければ、めでたく滞在許可証の交付となる。私の場合、提出した書類にも健康診断の結果にも特に問題がなかったため比較的スムーズに手続きが進んだと思われるが、それでも滞在許可証を交付してもらうのに3カ月以上かかり、日本のフランス大使館で交付されたビザの有効期限をすでに越えてしまっていた。私は地方都市に住んでいるため滞在許可証の申請者数も比較的少なく、午後1時頃このこと県庁に書類提出のための予約を取りに行ってもせいぜい1時間程度待つだけであるが、パリなどでは予約を入れるための順番待ちに入れてもらうための順番待ちをしなくては行けないらしく、始発のメトロに乗って役所に赴かなければいけないという。パリでは申請者数が非常に多いせいなのか、窓口での対応も良くないときがあるらしく、ちょっと文句を言っただけで「じゃあ、故郷に帰れば」などと言われた人もいるという。このようにやっと取得した滞在許可証の有効期間は1年なので、1年以上滞在する場合は更新手続きをしなくてはならない。留学生活も丸1年を過ぎるとだいぶ生活に慣れ、普段はすっかりフランス人気分であるのだが、更新手続きのために再度県庁に赴くと自分は「移民」なのだという事実を再認識する。

私の住んでいるナントではそれほど強く感じないが、たまにパリに行くとフランスが多民族社会化していることを痛感する。特に、ホテルの従業員やスーパーのレジ、街の清掃員などの職種は、移民労働者らしき人が従事していることが多い。また、パリの郊外では、純粋な意味での「移民（外国でフランス国籍を有しない状態で生まれ、現在フランスに居住する人）」では必ずしもないかもしれないが、自身の、あるいは親の出身国がフランス以外の国だろうと思われる人が住民の多数派を占める街が少なくない。こうした人たちが郊外に多いのは、経済成長を遂げた1960年代に、労働力需要を満たすためフランス政府が移民促進策を取り、受け入れた移民労働者の住居として郊外に多くの団地を建設したためである。現在、フランス経済の低迷によりこうした地域の住民は雇用機会を得ることが困難な状況にあり、社会的に不安定な立場に置かれている。2005年11月に起きたフランスの暴動は、こうした地域に住む若者の社会への不満が爆発したものであった。

現在、フランスは住民の約8%（約430万人）が上記の意味での「移民」で占められ、そのうち約半数がヨーロッパ諸国出身者、約4割がアフリカ諸国出身者、約1割がアジア（トルコを含む）諸国出身者である。さらに新たにフランスに移り住む外国人の数も年々上昇し、2000年には約9万7000人であったのが2003年には約13万5000人も外国人が新たにフランスに移民としてやってきている。新たな移民の7割近くはアフリカ諸国、特にアルジェリアやモロッコからの移民であるため、アフリカ諸国出身の移民がヨーロッパ諸国出身者数を凌駕する勢いである。他方で、不法滞在者数は20万人とも40万人とも言われ、政府は近年、移民政策に積極的なサルコジ内務大臣のもと不法滞在者の取締りを強化している。前ラファラン政権下で成立した「移民抑制、外国人のフランス滞在および国籍に関する2003年11月26日の法律」では、強制退去措置に先立つ留置期間の引き上げや留置場に収容されている外国人に対する帰国準備支援の強化などが定められ、不法滞在者の退去数は2002年では1万人であったのが2005年には倍の2万人に達するという成果を挙げている。

2006年3月29日に議会で提出され現在も審議中の「移民と統合に関する法律案」は、こうしたサルコジ内務大臣の不法滞在取締り政策をさらに推し進めるも

のである。具体的には、①10年間のフランス滞在者に対する私生活・家庭生活を理由とした短期滞在許可証の交付措置の廃止、②その他の私生活・家庭生活を理由とした短期滞在許可証交付要件の厳格化、③フランス人の配偶者への長期滞在許可証交付要件の厳格化、などである。不法滞在者であっても10年経過すれば自動的に認められてきた私生活・家庭生活を理由とした短期滞在許可証の交付は、政府にとっては、不法滞在を助長するものとして捉えられているのである。こうした政府の不法滞在取締りを目的とした改正に対しては、基本的人権にかかわる問題を引き起こすおそれが指摘されている。というのも、法案が定めている改正は不法滞在に限っているわけではないので、フランス人の配偶者や外国人家族の適法な滞在に対してもより制限を課すことになってしまうからである。2006年4月11日のル・モンド紙は、「家族一緒に住みたいという人々の願望は抑えることができず、結局、適法に入国した外国人の家族が不適法にフランスに滞在するという事態を招くことになるだろう。ひとたびフランス領内に入ってしまうえば、欧州人権協約によりこうした不法滞在家族は強制退去から保護される。したがって、『適法化もできないし、強制退去もさせられない』という人が増えることになるのである。」として、この改正案を批判している。

「移民と統合に関する法律案」が提示するもうひとつの重要な政策方針は、「選別的移民政策 (immigration choisie)」といわれるものである。これはひとことでは「職業能力が高くフランス経済にとって有益な移民の受け入れを促進しましょう」ということで

ある。具体的には、①フランス政府奨学生などの一部の学生についての滞在許可証の交付・更新手続きの簡略化やフランスで修士号を取得した外国人学生への労働許可証交付要件の緩和、②外国人研究者の労働許可規制の緩和、③フランスおよび出身国の経済発展や知的・文化的・スポーツ上の繁栄に貢献する外国人の受け入れを促進するための新たな滞在許可証の種類の創設、などである。これらの政策はフランス固有の政策ではなく、EU全体の移民政策にしたがう、あるいはそれをリードするものである。実際、①と②はすでに採択されたEC指令を国内法化するものである(①は2004年12月13日指令(2004/114/CE)、②は2005年10月12日指令(2005/71/CE))。③の職業能力の高い外国人の受け入れ促進策は、欧州委員会が2005年12月に提出した行動計画で言及されたものであり、2007年に指令案を提出するとしているものである。EUがこうした政策を提唱する背景には、中東や北アフリカ出身の移民で大卒の人の半数以上がカナダやアメリカに居住しているのに対し、初等教育も修了していない移民の87%がヨーロッパにいるという事実がある。欧州委員会は2005年1月に提出した緑書で、加盟国の経済発展のために、受け入れ移民の構成比率を定める「クオータ制」についても検討している。フランスは「クオータ制」まではまだ導入するつもりはないようであるが、フランス社会の発展に貢献する外国人を選別して受け入れる方針を明確に示している。フランスで求められる「移民」が、1960年代の単純労働者から専門的能力を備えた労働者へと移行しつつあるのである。